

# 青梅市空き店舗活用事業補助

## 【事業内容】

空き店舗を活用して新たに事業を行う方に対して施設の改修にかかる経費の一部を補助します。

## 【対象者】

- 個人、または法人を設立して事業を開始する方
- 特定創業支援等事業による支援を受け、証明書の発行を受けた方

## 【対象物件】

- 商業活動や事務所として使っていた施設であること
- 青梅市区域内の施設であること

## 【対象にならない物件】

- 大規模小売店舗、店舗内のテナント、可動式店舗

## 【工事の要件】

空き店舗の改修工事の事業者は、市内に住所または事務所を有する事業者とします。

## 【実施後の要件】

空き店舗が所在する地区を所管する商店会等に参加すること

## 【補助金額】

補助対象となる経費の1/2以内  
※1,000円未満の端数は切り捨てとなります。

## 【補助限度額】

100万円

## 【申請要件】

- 納期を経過した市町村民税を完納していること
- 暴力団関係者でないこと
- 対象物件(空き店舗)の所有者、所有者の同一世帯に属し生計を一にする者、または所有者の2親等内の血族および姻族でないこと
- 過去に本事業の補助金の交付を受けたことがないこと

## 【事業要件】

- 3年間の事業計画があり、その間継続して営業することが見込まれる事業であること
- 小売業、飲食業、サービス業その他青梅市長が認めた事業であること
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める風俗営業でないこと
- 中小小売商業振興法第4条第5項に定める連鎖化事業でないこと
- 1週間当たり4日以上営業を行うこと
- 午前8時から午後7時までの時間帯を含む1日当たり5時間以上の営業を行うこと
- すでに市内で事業を営んでいる者が当該事業の廃止をし、または移転により新たに当該店舗以外の店舗で行う事業でないこと

# 青梅市空き店舗活用事業補助

## 特定創業支援等事業

- 創業塾の受講
  - 創業相談窓口
- ※経営、財務、人材育成、販路開拓の4項目のメニューを受講します。

受講はこちらで

おつめ創業支援センター



## 証明書の発行

受講を終えたら、証明書を発行するために青梅市へ申請をします。

事業者

申請  
発行

青梅市

## 補助金申請

青梅市から証明書が発行されましたら、この事業にかかる補助金の申請をします。

事業者

申請

証明書  
等必要な書類を添付

青梅市

## 補助金審査

補助対象金額等が適正であるかを審査します。審査の結果減額の交付決定となる場合や、設計内容の変更を要する場合があります。審査期間は1カ月程度を要します。

## 補助金交付決定

## 事業の実施

補助金の交付決定を受けた後、施設改修を実施

事業者

改修工事  
の委託等

## 実績報告

事業が完了したら、必要な書類と合わせて実績報告書を青梅市に提出します。

事業者

実績報告

領収書  
等必要な書類を添付

青梅市

## 実績審査

提出された実績報告書等の内容を審査し、補助金交付額を確定して、確定通知書を送付します。その後、請求書を提出していただきます。

青梅市

通知  
請求

事業者

## 補助金の支払

青梅市

支払

事業者

※実績報告の際に必要な、書類等を保管してください。